

国際エネルギースタープログラム基準等の変更に伴うロゴの扱いについて

平成28年9月7日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

国際エネルギースタープログラムのディスプレイについては、米国 EPA において基準等の変更が行われました。日本においても同基準等の変更を平成28年10月1日に予定しております。

そのため、基準変更日以降に製造する製品に国際エネルギースターロゴ（以下「エネスタロゴ」という。）を貼付する場合は、「国際エネルギースタープログラム制度要綱」（※）に基づき、新たに「製品届出書」を経済産業大臣に提出する必要があるとございます。

一方、現行基準において適合していた製品が、基準変更日以降の新基準に適合していない場合は、消費者に誤解を与えないよう現行基準のみを適合していることを示していただく必要があるとございますので、基準変更日までにカタログの刷り直しや現行基準のみの適合である旨又は新基準には適合していない旨の紙を差し込むなどの対応を速やかにお願いたします。

なお、以下の①～③の場合は、上記の対応の必要はございませんが、①～③以外において、消費者に誤解を与える恐れがある場合は、可能な限り早期に対応をお願いいたします。

- ①現行基準において適合していた製品が、基準変更日以降の新基準に適合していない場合で、すでにカタログに現行基準のみ適合と明記されている場合
- ②基準変更日前に出荷した製品がすでに流通段階に移行しており、メーカーが管理できない状況にある場合
- ③基準変更日までに取扱説明書や梱包など、消費者の商品選択の際に特段の影響がないものに現行基準のみ適合と明記できない場合

(参考)

「国際エネルギースタープログラム制度要綱」

1 2. 国際エネルギースターロゴ

参加事業者は、経済産業大臣が別に定める対象製品に関する基準に適合する製品について、「製品届出書」を経済産業大臣に提出することにより、当該製品に限り、経済産業大臣が別に定める規程に基づき、別表に掲げる国際エネルギースターロゴを使用することができる。

「国際エネルギースタープログラム制度運用細則」

○別表第1-1

4. その他

(2) 適合の有効期限

国際エネルギースタープログラムの適合製品は、その製品の製造日時点で有効な基準を満たしていなければならない（製造日とは、各機器に固有のものであり、その機器が完全に組み立てられたとされる日（例：年月）である）。旧基準における適合製品は、その製品モデルの廃止まで適合が自動的に認められるものではない。追加製造分を含め現行基準に適合しない場合、その製品は適合製品と見なされない。

◆制度要綱、運用細則は以下のURL先に掲載しておりますので、ご確認下さい。

<http://www.energystar.go.jp/outline.html>